



日進交通㈱(天野辰雄社長)より、毎年継続して多額の御寄附を頂いている。今年度も4月29日に天野営業課長以下6名来園され、当園応接室に於いて、「福祉の日」の売上げの一部を御寄附頂いた。

園児に寄せられた温かいご支援を心から感謝いたします

平成10年1月～12月(順不同、敬称略)

本園

寄附金

▼東住吉遊技業組合

▼東住吉区民生委員会

▼日進交通㈱

▼南田辺民生委員会

▼南田辺小学校

▼PTA

▼田辺中学校PTA

▼近江 隆

▼林 昌司

▼青木久一

▼杉山元保

▼広江惇朗

▼寄贈品

▼カルビー(株)

▼三共興産㈱

▼キリンビール㈱

▼日本魚肉ソーセージ協会

▼大阪府玩具人形問屋共同連合会

▼鳥取中央農業協同組合

▼(助)日本出版クラブ

▼大阪菓業青年クラブ

▼川村義肢㈱

▼ウメダ地下街商店振興組合

▼赤尾英子

▼大阪菓業青年クラブ

▼内野高裕

▼各務弘朗

▼南光仁子

▼古谷義信

▼石川静枝

▼湯面英昭

▼村田修一

あさしの園

寄附金

▼港遊技業組合

▼港区民生委員・児童委員連盟

▼あさしお園父母会

▼宮次重郎

▼寄贈品

▼カルビー(株)近畿支店

▼愛媛県青果農業協同組合連合会

▼キリンビール㈱

▼日本魚肉ソーセージ協会

▼大阪府玩具人形問屋共同連合会

▼鳥取中央農業協同組合

▼(助)日本出版クラブ

▼大阪菓業青年クラブ

▼川村義肢㈱

▼ウメダ地下街商店振興組合

▼赤尾英子

本園

★第一回 4月27日(月)

訓練内容

☆夜間を想定した二階病棟避難・

通報訓練(二階病棟参加職員8名・園児17名)

☆通園部・同時に誘導避難訓練(昼間)(保母10名・通園児16名)

☆放水訓練(消防班II訓練部・看護部、通園部、診療部、事務部から計10名)

☆北病棟避難誘導訓練(昼間)(参加職員17名・園児27名)

☆事務部、同時に火災発生場所にて初期消火(給食)通報連絡練習(参加職員14名)

☆放水訓練(消防班II訓練部・看護部、通園部、診療部、事務部から計10名)

消防訓練の実施

平成10年度の自衛消防訓練及び研修会の実施に当たり消防署のご協力を得ました事に感謝申し上げます。

★新人職員研修会にて 4月2日

★園内研修にて 8月8日

★「防火について」ビデオ研修会 講師 東住吉消防署予防課

★新人職員研修会にて 4月2日

★「防火について」ビデオ研修会 講師 東住吉消防署予防課

実習生、研修生の受入状況

平成10年1月～12月

常盤会短期大学 6月15日～6月27日 2名

浪速短期大学 7月16日～7月28日 2名

キリスト教福祉専門学校 8月18日～9月2日 2名

常盤会短期大学 10月19日～10月31日 2名

城南短期大学 11月2日～11月14日 3名

大阪医療技術学園専門学校 11月9日～12月5日 1名

行岡医学技術専門学校歯科衛生科 8月24日～9月18日 3名

岡山大学歯学部外国人受託研修員 9月21日～10月16日 3名

行岡医学技術専門学校歯科衛生科 10月19日～12月11日 2名

常盤会短期大学 11月2日～11月14日 3名

教育福祉専門学校 10月15日～10月28日 1名

あさしの園・ゆうなぎ園 11月9日～10日 2名

あさしの園 11月9日～10日 2名

あさしの園 11月2日～11月14日 1名

城南女子短期大学 11月24日～12月7日 2名

阪奈中央リハビリテーション学院 7月27日～7月31日 2名

清恵会第二医療専門学院 8月31日～10月21日 1名

大分リハビリテーション専門学校 9月14日～11月7日 1名

成蹊女子短期大学 8月31日～9月4日 3名

介護体験 9月28日～10月2日 2名

吉備国際大学保健科学部 6月8日～8月7日 1名

立憲政黨付属リハビリテーション学院 8月31日～10月21日 2名

大阪府立看護大学医療技術短期大学部 8月24日～10月6日 1名

京都大学医療技術短期大学部 8月31日～10月21日 1名

吉備国際大学保健科学部 6月29日～8月8日 1名

立憲政黨付属リハビリテーション学院 8月24日～10月20日 1名

南海福祉専門学校 5月11日～6月20日 1名

城南短期大学 2月19日～3月2日 1名

関西女子短期大学 3月5日～3月18日 2名

信愛女子短期大学 11月24日～11月28日 1名

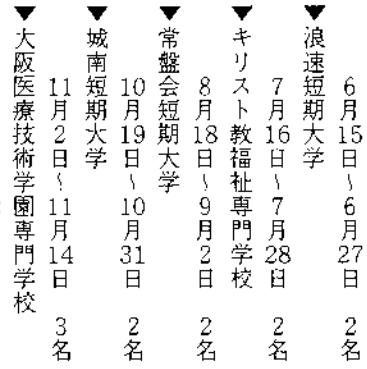
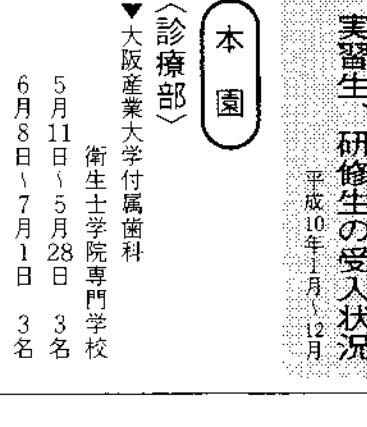
常盤会短期大学 11月2日～11月14日 1名

神戸医療福祉専門学校 10月5日～10月23日 1名

大阪教育福祉専門学校 11月2日～11月14日 1名

神戸医療福祉専門学校 11月2日～11月14日 1名

神戸医療福祉専門学校 11月2日～11月14日 1名



毎年ながら、本園、あさしお園、ゆうなぎ園で、ボランティアの方々にはいろいろお世話になっております。長年携わって頂いている方、新しい方々に職員一同心から感謝し、厚く御礼を申し上げます。

毎年ながら、本園、あさしお園、ゆうなぎ園で、ボランティアの方々にはいろいろお世話になっております。長年携わって頂いている方、新しい方々に職員一同心から感謝し、厚く御礼を申し上げます。

毎年ながら、本園、あさしお園、ゆうなぎ園で、ボランティアの方々にはいろいろお世話になっております。長年携わって頂いている方、新しい方々に職員一同心から感謝し、厚く御礼を申し上げます。

火曜日の朝

「お願いできますか」「やりましょう」四年前、こんな簡単なやりとりで始まったボランティア。私の場合、一年程休んで、昨年の春より復帰、毎週火曜の朝九時半には「お早ようございます」の声でシーツ交換が始まります。子育て卒業組、老人介護予備軍、ご近所のよしみ等々、集まる仲間達はいろいろ、世代もいろいろ（さすが20代はいない）。ほとんど療育園の近辺から、なかには電車を乗り継ぎ一時間かけて通って下さる方もいます。シーツ交換の火曜の朝は、友人との楽しいおしゃべりの時間でもあります（時には度が過ぎてご迷惑をかけることも）。

今問題なのが、このボランティアの輪がなかなかひろがらないこと。皆さん友人に声を掛けているが、まだ足りません。二人一組の仕事は常時十二人いるとスムースに一時間で終わります。どうしても欠席が重なることもあります。人数が少ないと一人一人の負担が多くなり、皆さん無口になり、楽しくなくなります。休む方も出る方もちょっとしんどいのです。それでも保育室や訓練室の、子供達の笑顔や懸命な様子に励まされ、それにもまして、業務中の看護婦さん、保母さんの「お早ようございます」「ありがとう」の



シーツ交換風景

声で、皆はりきることでしょう。

今後もうるさいおばさん達をよろしく、そして火曜の朝、お会いしましょう。

赤尾 優子

当園で開催された講習会

平成10年1月～12月

★ボバース講習会

1月12日～3月6日

講師：西脇美佐子、彦田龍兵、茂原直子、辻 薫、原 義晴、板谷昭恵、西野紀子

★脳性麻痺児療育多職種講習会

7月12日・18日・19日・20日・26日

講師：彦田龍兵、板谷昭恵、海瀬一典、西野紀子、茂原直子、辻 薫、原 義晴、松本茂樹、濱田浩子

★日本理学療法士協会長期講習会

「脳性麻痺児の評価と理学療法の実際」

7月20日～25日

講師：大下舞治、西脇美佐子、彦田龍兵、板谷昭恵、西野紀子

ボランティア活動報告

平成10年1月～12月

本園

▼鶴ヶ丘駅構内2カ所のバギー置場の整理、整頓、清掃を月1回
（南田辺地区民生、児童委員協議会婦人部のみなさん）

▼病棟シーツ交換を毎週火曜日午前中

（近隣の方々、ボランティアピューロー紹介の方々）

▼北病棟運動クラブや子供達との交流を

（月～水曜日午後6時～7時
（畠田さん）

▼北病棟工作クラブのお手伝いを

（火曜日午後6時～7時
（福地さん）

▼二階病棟夕方のクラブのお手伝いを

（毎週金曜日午後6時～7時
（甲南女子大学の金附さん）

▼二階病棟夕方子供達との交流を

（火曜日午後6時～7時
（枝光さん）

▼ひなまつりコンサート

（3月3日）（福本淳さん達によるコンサート）

▼春休み期間中（3月24日～4月2日）

（大阪ボランティア協会主催スプリングボランティアより
7名）

▼夏休み期間中（8月3日～28日）

（学童、中高生OBの勉強、遊び相手として
大阪ボランティア協会サマーボランティア計画、その他、計15名、延べ73名）

▼夏祭り「天神祭り囃子」

（山脇賢一さん他6名）

▼夏祭り夜店のお手伝い

（8月7日）（5名参加）

▼運動会 10月25日
（清恵会第二医療専門学院1名、龍谷大学短期大学部1名、常盤会短期大学1名）

▼両親教室 11月13日
（延べ113名）

▼合宿 9月12～13日

（大阪教育福祉専門学校2名、浪速短期大学1名）

▼中央ハビリテーション学院

（3名、大阪教育福祉専門学校育福祉専門学校3名、阪奈中央）

▼療学園専門学校6名、関西医療福祉専門学校6名、関西保健福祉専門学校3名、阪奈中央）

▼親子の集い 6月7日

（大阪教育福祉専門学校2名、神戸医療福祉専門学校2名）

▼もちつき大会 1月17日

（夕風、田中町会7名）

▼夏まつり 7月25日

（常盤会短期大学9名、関西医療学園専門学校6名、関西医療福祉専門学校2名）

▼保育介助要員として2名

（夕風、田中町会7名）

▼親子の集い 6月7日

（大阪教育福祉専門学校2名、神戸医療福祉専門学校2名）

▼もちつき大会 1月17日

（夕風、田中町会7名）

▼親子の集い 6月7日

特別講演

子どもの権利条約

—子どもとおとののパートナー・シップ—

講師 井上寿美先生



プロフィール

プロファイル
関西大学太学院文学研究科修士課程終了
南海保育専門学校（保育科）
大阪医療技術学園専門学校
（医療福祉科児童福祉コース）
四条駿学院女子短期大学（幼稚教育学科）
等の講師を務められています。
また、生野保健所などで発達相談員として
も活躍されています。

「子ども差別」の現状

わが家には、大きなどさかをつけてた1羽の雄鶏びーちゃんがいました。娘が夏祭りの縁日でつったときには、とてもかわいい小さなひよこだったのですが、すくすく成長して、ある日「コケコッコー」と朝を告げるまでに大きくなつたというわけです。

までは良かったのですが、自分の用事だけすませて、餌を買わずにさっさと帰つて来てしまったのです。そんな夫の姿を見て思わず、「まるで子どもの使いやね」と言いたくなつたのですが、ハツとしてその言葉を飲み込みました。この言葉が子どもに対してとても失礼だと思つたからです。この言葉には子どもというものは満足なお使いができないもの、というニュアンスが含まれています。

それがきっかけとなつて、「子ども」を使った言いまわしについて考えてみました。すると、「子ども扱い」「子どもだまし」「子どもじみた」といった具合に、「子ども」というのは未熟で劣つたものであるというニュアンスをもつた言

いまわしがたくさんみつかりました。
さて、このような言いいまわしは
言葉だけの問題でしょうか。かつて明治の時代に日本に「RIGHTS(権利)」という言葉が入ってきたときに、その言葉にはどのような訳語があさわいいかと当時の知識人たちが非常に苦労したという話が残っています。日本には「権利」などといいうものがそもそもなかつたので、訳しようがなかつたわけです。この事実は、言葉というものが、ただ言葉だけで存在するものではないということを私たちに語っています。言葉というのは、思想や文化があつてはじめて使われるものなのです。

子どもの権利条約

子どもたちを「子ども差別」

「子どもだまし」「子ども扱い」といった言い方をしたが、日常生活の中に定着しているということは私たちが、子どもを未熟で劣ったものとして取り扱う文化をもつているということではないでしょうか。

先程、大阪府の保育実態調査の分析をさせていただいた折りにも、「子どもをきつく叱るとき、お父さん、お母さんはどんな叱り方をする

満場一致で採択された子どもの人権についての国際条約です。ちなみに日本は、国連で採択されてから四年半後の1994年になつてから百五十八番目に、この条約の締約国となりました。

かし、ラン「權」①

子どもの権利条約」ができるまで「利条約」は1978年に日本から提案されました。提案された当初は、世界

「」これが批准された
子どもの扱いは変
どもの権利条約は、
子どもたちのため
のであって、乳幼
さ、識字率の低さ

もこれまでと
わらない」「子
王に第三世界の
に制定されたも
児の死亡率の高
・ストリートチ

満場一致で採択された子どもの人権についての国際条約です。ちなみに日本は、国連で採択されてから四年半後の1994年になつてから百五十八番目に、この条約の締約国となりました。

「子どもの権利条約」ができるまで
「権利条約」は1978年に、
一ランクから提案されました。
しかし、提案された当初は、世界
反応は非常に冷たかったそうですが、
とりわけ、おとな市民的自由を
すら充分に認められていない東南
アジア諸国では、この条約が「子
どもを保護するためのもの」として
受け入れられました。一方で、西
欧諸国では、この条約が「子供の
権利を保護するためのもの」として
受け入れられました。一方で、西
欧諸国では、この条約が「子供の
権利を保護するためのもの」として
受け入れられました。

「」これが批准された子どもの扱いは変どもの権利条約は、子どもたちのためのであつて、乳幼児、識字率の低さ、ルドレンなどが主などといった、とんペーンをおこな

「もこれまでど
わらない」「子
王に第三世界の
に制定されたも
児の死亡率の高
・ストリートチ
な課題である」
んでもないキャ
つています。

満場一致で採択された子どもの人権についての国際条約です。ちなみに日本は、国連で採択されてから四年半後の1994年になつてから百五十八番目に、この条約の締約国となりました。

（1）「子どもの権利条約」ができるまで
「権利条約」は1978年にパリオーナンスで開かれた国連児童問題委員会によって、世界の反応は非常に冷たかったそうでした。とりわけ、おとなの市民的自由を尊重する充分に認められていない東欧諸国からは、子どもの市民的自由を認めることへの反発が強くありました。しかし、社会主義体制崩壊するとともに沈黙が訪れ、一方、欧米諸国では「家族の崩壊」が進みはじめるなかで、子どもたちの権利が保障されるべきであるとの認識が広まり、1989年11月20日、国連総会は「子どもの権利条約」を採択した。

「」これが批准されて、子どもの扱いは変化する。子どもの権利条約は、子どもたちのためのであって、乳幼児、識字率の低さ、ルドレンなどが主などといった、「コンペーンをおこな

「もこれまでと
わらない」「子
王に第三世界の
に制定されたも
児の死亡率の高
・ストリートチ
な課題である」
んでもないキヤ
つています。

う表現では、この条約の基本原理である「権利の主体」としての新しい子ども観が充分に表現でないと考えます。私が「子どもの

新念なを育てる必要性が叫ばれるようになりました。このよつな動きが「権利条約」の成立に追い風を呼んで保護すると同時に子どもに自立性を育てる必要性が叫ばれるようになりました。

「これが批准されてもこれまでと子どもの扱いは変わらない」「子どもの権利条約は主に第三世界の子どもたちのために制定されたものであって、乳幼児の死亡率の高さ、識字率の低さ、ストリートチルドレンなどが主な課題である」などといった、とんでもないキャラベーンをおこなっています。

史上初の国際的な子どもの権利に関する取り決めとして、国際連盟で「児童の権利宣言」が制定されました。また1959年には、国際連合で「世界人権宣言（1948年）」をうけて「子どもの権利宣言」が制定されています。日本でも、1951年に「児童憲章」が制定されています。

ところが、「権利条約」で謳われている子どもの権利は、これまでの取り決めとは大きく違った側面を持つています。これまでの取り決めでは、子どもはおとなによつて守られる権利をもつているという「保護の権利」、子どもはおとなによって最善のものを与えられる権利をもつていると「付与の権利」という二つの側面がらのみとらえられていました。しかし「権利条約」では、子どもには「保護の権利」「付与の権利」と共に「参加・参画の権利」があるとし、「権利条約」では、子どもには「保護の権利」「付与の権利」と共に「参加・参画の権利」があるとすることを明らかにしています。

子どもの「参加・参画の権利」が明らかにされたということは、子どもはおとなによつて保護されたり付与されたりするだけの存在だけでなく、おとなと対等で平等な存在として、おとなと共に社会を作る権利をもつているということです。社会といえば、政治や経済といった大掛かりなものを連想されるかもしれません、小さな子どもたちにとっての社会とは、まず家族であり、近所の人であり、幼稚園や保育園、学校といったところがすべて社会なのです。子どもたちはおとなと共に生活を作る権利をもっているのです。

子どもの「参加・参画の権利」が明らかにされたことによって、おとなが「善かれ」と思つて子どもに与える保護や付与に対しても、子ども自身が嫌だと思つたら、「NO」という気持ちを表現し、それをおとなに受け止めもらえることが権利として明らかにされました。また、おとなから一方的に守られたり与えられたりするのではなく、子どもの側から、どんなふうに守つて欲しいか、どんなものを与えて欲しいかを要求する権利も明らかにされたと言えるでしょう。

③「子どもの権利条約」

を実現していくために、「権利条約」がもつと積極的に活用されるべきだと思います。

つっていた。私は転校のことや、友達のことが気になつたのでその話に口をはさんだら『子どものくせに、ゴチャゴチャ言ふんじゃない』

を「忠告」
つて、の
的「障害」
受けとめ

「うけとめることによ
の赤ちゃんや重度の知
の子どもたちの思いがあ
れなくなる危険性があ

いと思っていたし、父親もそのつもりでいた。ところが私たちは顔をあわせて話す機会をほとんどもてなくなってしまった。このとき

期報告会で提出するように」といふた勧告がCRCから出されています。国内の法律よりも上位に位置するものとして、子どもの人権を実現していくために、「権利条約」がもつと積極的に活用されるべきだと思います。

ついた。私は転校のことや、友達のことが気になつたのでその話に「口をはさんだら【子どものくせに、「ゴチャヤゴチャ音うんじやない」と言われた。このとき私の権利は……?」

おとな同士が真剣な話をしているときに、子どもが口をはさんでくると、例えそれが子どもにも関わりのあることだったとしても、子どもを制してしまうことはないでしょうか。「権利条約」第十二条「意見表明権」には、子どもは自分に関わりのあることに対しても意見を述べ、その意見をおとなによつてきちんととうげとめてもらえる権利をもつていると記されています。だから自分の思いを聞いてもらえたかった「私」の権利は侵害されているのです。

意見表明権は子どもの「参加・参画の権利」を具体的に示すものとして「権利条約」のなかで、非常に注目されている権利のひとつです。ただ、私は「権利条約」どおりに意見表明権をとらえたくなないという思いがあります。というのも「権利条約」では「自己の見解をまとめる力のある子どもに対して」という記述がなされているからです。0歳の赤ちゃんは自分の見解をまとめて表明すると考えられているでしょうか。重度の知的「障害」の子どもが自分の思いを自己の見解をまとめて表明するを考えられていないのが現実の社会の有り様です。だから「権利条約」

「うけとめることによって、の赤ちゃんや重度の知能の子どもたちの思いが、れなくなる危険性がある」と述べた。親は、会社の都合で四道に単身赴任しなければならなかった。私は進学のことにいろいろと相談した

いと思っていたら、父親もそのつもりでいた。ところが私たちは顔をあわせて話す機会をほとんどもてなくなってしまった。このとき私の権利は……？」

労働省の調査によると「単身赴任」は年々増加傾向にあります。1990年では約二万三千五百人だったのが、1995年には約三万七千人になっています。その内訳も四、五十代に多いと言われています。「単身赴任」によつて多くの親子がばらばらに暮らすことを余儀なくされています。

「権利条約」第九条では、子どもはその意志に反して親から分離されないと記されています。だから「私」の思いに反して父親が単身赴任させられるといった状況の下で、「私」の権利は侵害されているのです。このような状況の改善に向けて、国は企業への啓発など、あらゆる方策を取らなければならぬと思います。



「子どもの権利」

利一

1

ついた。私は転校のことや、友達のことが気になつたのでその話に口をはさんだら『子どものくせに、『チヤゴチヤゴうんじやない』と言われた。このとき私の権利は……?』

おとな同士が真剣な話をしているときに、子どもが口をはさんでくると、例えそれが子どもにも関わりのあることだったとしても、子どもを制してしまってはならないでしょうか。「権利条約」第十二条「意見表明権」には、子どもは自分に関わりのあることに対し意見を述べ、その意見をおとなによつてきちんととうけとめてもらえる権利をもつていると記されています。だから自分の思いを聞いてもらえなかつた「私」の権利は侵害されているのです。

意見表明権は子どもの「参加・参画の権利」を具体的に示すものとして「権利条約」のなかで、非常に注目されている権利のひとつです。ただ、私は「権利条約」どおりに意見表明権をとらえたくなつという思いがあります。というのも「権利条約」では「自己の見解をまとめる力のある子どもに対

を「忠実」つて、の的「障害」受けとめります。このとカナダのについてあります。明権(right to)なかに盛ります。子供の「権利」に考えねても重複の大目に障されるも「意自う権利」生がして②単身、「私の月から北ばならなとなど父

「うけとめることによっての赤ちゃんや重度の知能の子どもたちの思ひがれなくなる危険性がない」と考へていたときに、ども家庭サービス法に話を聞き機会がある。カナダでは「意見表 [hearing]」として法の込んでいるというのでは誰もが「聞いてもらはっている、このよう 0歳の赤ちゃんの思想的「障害」児の思ひも もつていて、これが権利として保有になります。私たちと一緒にあります。私は進学のこ とにあります。私は進学のこ して日常生活のなかに きたいと思います。

いと思つていたし、父親もそのつもりでいた。ところが私たちは顔をあわせて話す機会をほとんどもてなくなつてしまつた。このとき私の権利は……？

労働省の調査によると「単身赴任」は年々増加傾向にあります。1990年では約二万三千五百人だったのが、1995年には約三万七千人になつています。その内訳も四、五十代に多いと言われています。「単身赴任」によつて多くの親子がばらばらに暮らすことを余儀なくされています。

「権利条約」第九条では、子どもはその意志に反して親から分離されないと記されています。だから「私」の思いに反して父親が単身赴任させられるといった状況の下で、「私」の権利は侵害されているのです。このような状況の改善に向けて、国は企業への啓発など、あらゆる方策を取らなければならぬないと思います。

葦(あし)

ところが、制服のデザインというものは実に画一的にできています。

男の子はズボン、女の子はスカートというように決められています。必ずそのことが、性による差別だといえるでしょう。「権利条約」では、第2条「差別の禁止」で、子どもたちは人種、皮膚の色、性、言語、宗教などによって差別されないことが記されています。

そして、たとえデザインがどのように変わったとしても、自分が身につけるものを自由に選ぶことができないという点において、制服の強制は人権侵害です。「権利条約」第十四条は、思想・良心・宗教の自由について記されています。

子どもたちが自分の考えをもち、それを表現することは、尊重されなければならぬのです。制服の着用を拒否しても、他者の人権を侵害しているわけではありません。だから私服で通学している「私は、わがままを言っているのではなく、権利行使しているのです。

(4) 障害児への体罰

「私は『自閉症』ということであ就学前の通所施設に通っている。保母さんは、私が言うことを聞いて椅子に座らなかつたので、私の顔面を平手でたたいて座るように指導した。このとき私の権利は：？」

これはとても悲しいことです。が、神奈川県の障害児施設で実際に起つた事件です。後でこの保母さんの体罰が日常化していたことが明らかになり、現在「しろまえ児童学園障害訴訟」として裁判で争

われています。

この保母さんは親の目の前でも「障害児教育はこういうもの。障害児は叩いて指導しなきややつでいられない」と体罰を加えていたといいます。しかし保母さんのとつた行動は「権利条約」の第二十三条「障害児の権利」に記された

「障害」児が尊厳を確保し、人間に値する生活を享受する権利を有するということから大きく逸脱しています。体罰というのは、人間の尊嚴を傷つけるもとも野蛮な行為だからです。体罰によって精神的にも、身体的にも傷つけられた「私」は、権利を侵害されているのです。

(5) インフォームド・コンセント

「風邪をひいて病院へ行つた。わたしは液体の飲み薬が苦手なので、お父さんと同じ錠剤の咳止め薬がいいと思っていた。ところがお医者さんは私に何の説明もなく子ども用の液体の飲み薬を処方しました。このとき私の権利は：？」

この事例は娘と私の体験から作りました。娘は小さい頃から「喉を通るときに苦い味がはつきりわかるから」と言って液体の咳止め薬を嫌っていました。ところが小児科のお医者さんにお世話をになり、咳止め薬が処方されると、必ずといっていいほど液体の飲み薬になります。

「私は、障害児へは、養護学校へ通すことがあります。でも私は、地域の小学校に通うことを望んでいたので、現在、地域の小学校に通っている。このとき私の権利は：？」

大阪では「障害」をもつ子どもが、地域の仲間と一緒に地域の学校へ通学するということだが、当た

尋ねるよりも先に、娘にどうしたのかを尋ねられました。そして薬を処方するときには、どういう薬が出るのか、錠剤と粉末のどちらがいいかということを娘に直接聞いて下さったのです。子どもの立場に立つた医療だと感激しました。

医療現場におけるインフォームド・コンセントに、今ようやく目が向けられ始めています。それはおとなとの医療に対しても全く同じようになされなければならないと思いません。

「私」は、今ようやく日々がいいかということを娘に直接聞いて下さったのです。子どもの立場に立つた医療だと感激しました。

【障害】児は養護学校へ行くほう

が幸せ」などということがまことに幸いながら、必死の思いで地域の学校への入学を実現させたのに、いたまれなくなつて養護学校への転校を余儀なくされた

といふケースもあります。

しかし、「障害」の有無にかかわらず、地域の仲間と共に育つことでもたちが性的搾取や虐待から保護されるようには何らかの手立てをとらなければならないとされています。ところが痴漢行為といふのは、なかなかならないようです。これは、痴漢行為が、もちろん例外もありますが、圧倒的に男性から女性に行われているとうことは、なかなかならないようです。これは、痴漢行為が、もちろん例外もありますが、圧倒的に男性から女性に行われているとうことは、なかなかならないようです。これは、痴漢行為が、もちろん例外もありますが、圧倒的に男性から女性に行われているとうことは、なかなかならないよ

うことです。この事例では両親が勝手に学習塾の入塾手続きをしてきたところになつて、子どもに聞かずにはすめることをやります。なぜなら、親が勝手に手続きした塾を拒否している「私」は、権利行使しているのです。

また、この事例では両親が勝手に学習塾の入塾手続きをしてきたところになつて、子どもに聞かずにはすめることをやります。なぜなら、親が勝手に手続きした塾を拒否している「私」は、権利行使しているのです。

【権利条約】第三十四条「性的搾取・虐待からの保護」には、子

どもに聞かずにはすめることをやります。なぜなら、親が勝手に手続きした塾を拒否している「私」は、権利行使しているのです。

【権利条約】第三十四条「性的

搾取・虐待からの保護」には、子

どもたちが性的搾取や虐待から保護されるようには何らかの手立てをとらなければならないとされています。ところが痴漢行為といふのは、なかなかならないよ

うことです。この事例では両親が勝手に学習塾の入塾手続きをしてきたところになつて、子どもに聞かずにはすめることをやります。なぜなら、親が勝手に手続きした塾を拒否している「私」は、権利行使しているのです。

【権利条約】第三十四条「性的

搾取・虐待からの保護」には、子

保護される権利があると記されています。無断で日記帳を読まれた「私」はプライバシーの侵害を受けたことになります。

⑩ アイヌ民族と教育

「私はアイヌ民族である。私の通う小学校にはアイヌ語を話せる人がひとりもいないので、アイヌ語のわかる人に来てもらっている。このとき私の権利は……？」

かつて「日本は単一民族国家である」と発言したとんでもない総理大臣がいましたが、日本という国は、決して単一民族からなる国ではありません。北海道では、約三万〜五万人のアイヌ民族が暮らしています。ところが、このアイヌ民族の子どもたちには全くといっていいほど民族の言語や文化を学ぶ機会が保障されていません。

「権利条約」第二十九条「教育への目的」には、子ども自身の文化的アイデンティティや言語が尊重されなければならないと記されています。また第三十条では「少数民族・先住民の子どもの権利」について記されています。「私」が、アイヌの言葉など自らの文化的アイデンティティを獲得する機会を学校教育の中で保障していくよう求めたことは、権利行使していることなのです。

⑪ 学校給食と環境ホルモン

「私は小学校の給食の時間に、プラスチック製の器で食事をしている。このとき私の権利は……？」文部省の調査によると、給食を実施している公立小中学校の約四割が給食時にPVC製の食器を使用

しています。PVC製の食器というのは、ビスフェノールAなどの外因性内分泌搅乱物質、つまり環境ホルモンが溶出する危険性があるといわれているものです。

「権利条約」第二十四条「健康・医療への権利」には、子どもたちが健康を享受できるように環境汚染の危険に考慮しなければならないと記されています。PVC製食器の危険性についての調査では、食品衛生上の基準値を下回つてたということですが、「私」が環境ホルモンが溶出する危険性の高い食器で食事をせざるを得ない状況にいるということは、やはり、「私は」の健康への権利が侵害されていると言えます。

⑫ 親による体罰

「私はマンションのインターホンを片つ端から鳴らしていたはずをした。それを知った母親は『人様に迷惑をかけるような子どもに育てた覚えはない』と言って、わたしをひどくぶつた。このとき私の権利は……？」

子どもは親の所有物ではありません。だからたとえどんなことがあろうと、それを体罰によつて解決しようとすることは大きな間違いです。「権利条約」第十九条「親による虐待・放任・搾取からの保護」

虐待のひとつです。このように体罰をうけた「私」は権利を侵害されています。

**子どもとおとなとのパートナーシップ
「己育ち」**

① 子どもの権利を尊重すること

子どもの権利を尊重することに対しても、「子どもの権利、なん

て言つて子どもを甘やかしてい

るから子どもがつけあがつてしまい、手がつけられなくなってしまうんだ。やはり、子どもにはたたいてでも厳しく接していく

ことがあります。おとなが主体をもつて子どもに接していくことなので

す。

② 「己育ち」

私たち人間は、どんなときにもから権利を奪うのかということについて考えてみたいと思います。

私たち、自分自身を価値あるものと思えない、「ありのままの自分」を受け入れることができない

と、他者から価値を奪つてしまふことがあります。自分を価値ある

ことがあります。自分を価値ある

ことを受けいれるというのは、自己肯定感をもつとということですが、自己肯定感があると「違つた」考

えたのままいいよ」というメッセージを送つてくれているのと同じ

ことなのです。対等な関係のなかで、「しんどい」とことを「しんどい」と表現し、伝え合うことができる

ことがあります。このように「しんどい」と表現し、伝え合うことができる

ことを「しんどい」と表わすこと

で私たちは癒やされていくのです。

自分にやさしくなれると人との関係がやわらかくなつてきます。そ

のためには、わたしたちの「己育ち」が求められているのです。

③ 指導から援助へ

(シェア&サポート)

子どもの権利を尊重しながら、子どもたちに接するということは、具体的には子どもの気持ちに寄り添うことです。権利が尊重されている状態というのは、当然で当たり前のことです。

だから子どもの人権を最も侵害

し

ます。

だから子どもの人権を尊重する

ためには、子どもの人権を最も侵

害

し

やすい私たちおとなが「あり

のままの自分」と向き合い、「ありのままの自分」を受けいれることが大切なことです。「ありのままの自分」と向き合うことで、「できなさ」や「弱さ」など社会がマイナスとする価値観が自分の中に見えてくるかもしれません。でも、「ありのままの自分」をうけいれるということは、そんな「できなさ」や「弱さ」もすべて自分のだと自己

力して獲得するものではないと思いません。それは、周りの人に支えられます。それは、周りの人に支えられてある自分に気づくことなのです。人と人が上下関係ではなく、つながり合い、支え合つていると、いう対等な関係は、「あなたはあなたまでいいよ」というメッセージを送つてくれているのと同じことなのです。対等な関係のなかで、「しんどい」とことを「しんどい」と表現し、伝え合うことができる

ことです。「私は」「して欲しい」と、伝えることだと思います。子どももおとなも主体をもつて、両者の関係が分かち合いのなかでサポートされることが大切なのだと思

います。

今日は、どうもありがとうございました。

じ車輪に乗り込んで来ました。バー

ギーは閉まつて、ドアの方に向けておかれたので、子どもには全

く外の風景が見えませんでした。母親は、正確な説明を子どもにされたのですが、私は疑問が残りました。その子はそんな正確な説明より、バギーの向きを変えて欲しかったのではないか、と思ったからです。子どもに気持に寄り添うということは、子どもの言つた

言葉をただ表面的に受け取るのでなく、子どもの本当に言いたいことにまで耳を傾けることです。

そして、子どもに自分の思いを伝えるときには、子どもを攻撃し

たり、子どもを指導するのではなく、子どもの育ちを援助する者と

く、子どもの育ちを援助する者として、「私メッセージ」で「私は思

うよ」「私は」「して欲しい」と、伝えることだと思います。子どももおとなも主体をもつて、両者の関係が分かち合いのなかでサポートされることが大切なのだと思います。

今日は、どうもありがとうございました。

おこりません。だから「違い」を楽しむことができます。ところが、

自己肯定感がなく、自分を信じる

気もちをもてないでいると、「違

つた」考えが怖くなつて、相手に

対して威圧的な態度を出てしまつたり、逆に自分を卑下してしまつことがあります。

だから子どもの人権を尊重する

ためには、子どもの人権を最も侵

害

し

やすい私たちおとなが「あり



【放射線業務紹介】

① 放射線業務に対する
要望と疑問点――

診療部 放射線科

〔はじめに〕

今日は職場の皆さんから、放射線業務に対する色々な要望なり疑問点を、園内研修の課題として頂戴いたしましたので、医療業務の一員としての考え方を、簡単にまとめてみました。

そこで、放射線とひとことで言つても巾広く、宇宙に存在するものから身近なものでは電化製品に至るまで、さまざまな波長なり、エネルギーの異なるものまであります。現在では医療用画像診断として、放射線以外に磁気や音波を使った診断法なども進んでいます。

その中で百年余りの歴史を持つX線画像診断については、今なお主流をしめておりますが、一般的にはその危険性と安全性について理解する機会が少なく、今回はそう言つた点も含めて簡単にご説明してみたいと思います。

トクターの要望に
応えられる撮影のかけ(1)多くの情報が読影出来る
画像の提供

この問題は、日常業務の中でエンジニアである我々技師が、常に神經を使い又、一番難しい医療介助業務であると認識しております。

その理由については、当然のことながら提供した画像の善し悪しで医師の診断所見に支障をきたすやもしれないからです。

しかも初診の患者さんについては特に、軟部組織から骨組織に至るまで、広範囲な情報を確実な画像として提供する努力が必要であり、そのための工夫なり技術的なことを含めて、常に心がけなければならない大切な条件であると考えております。

(2)画像濃度の均一性と改造器具
まず、画像濃度を均一化することについては特に、同一部位を再診される患者さんについて必要な条件であり、毎回撮影するX線写

眞の画像濃度を均一化すること、医師の診断所見をより確実にすることが出来ると考えております。

そのためには出来るだけ勘に頼ることなく、前回の撮影条件を参考にして十分な固定と動きに注意しながら、一瞬のタイミングを大切に業務をこなしているのが現状です。

なお画像ボケ対応に欠くことの出来ない必要条件は固定であり、ことに特殊施設に於ける装置の改造なり、器具等の考案も長年の経験から生まれる発想であり、ちなみに当園についても、旧装置の不完全な部分を参考に、装置更新の改進条件として、より安全度の高い固定器具として実用化しております。

又一部被写体の厚みが異なる部位の撮影については、画像濃度を調整するための器具として、独自に考案したアルミフィルターを、メーカー並びに当園の営繕の方に協力願つて製作し、特に足、全脊柱、下肢脚長差(長尺)等の撮影に効果的な器具として使用しております。

この器具は、前職場在職中に業務経て認定され、X線吸収差を補正し、被写体に対する被曝線量軽減器具として、現在では広く応用化されています。

以上少し手前みになりましたが、常にすこしでも被曝線量を軽減し、均一な画像の提供がさればと努力しております。

この器具は、前職場在職中に業務経て認定され、X線吸収差を補正し、被写体に対する被曝線量軽減器具として、現在では広く応用化されています。

ちなみに、今から何をするのか、特に痛い所はないのか、何回くらいい写真を撮るのか立って撮るのか、その他誓め言葉など少しでも安心出来るような気配りと、その子供の知能に合ったプレーがもつとも大切であると共に、その他の療育医療のモラルと義務でもあると自觉させられ、遅くにして学んだ貴重な人生訓もあると考ります。

(2)介助する家族の理解とその配慮

まず、介助して頂く家族の方にに対する説明が大切で、今からどの部位を撮影し、どの姿勢でどこをどのように固定するのが正しいか、又その時性腺防護は使用するか、放射線被曝に対する安全性等の説明も同時に配慮が大切だと考えております。

なお、その他の問題として、一人の撮影に要する時間は健常者の何倍が必要であり、X線スイッチを押す直前に幾度となく体位の矯正をするなど手間取る事も多く、苦労しているのが現状です。

この問題は、主として看護婦の皆さんと共に考えてみたい医療介助業務の要点もあり、技師の立場から気付いたままに述べてみたいたいと思います。

は、技師は当然のことながら、患者さんを誘導する前にドクターかに応じた前措置を施すことが肝要であり、撮影部位を理解し、その目的に沿った指示内容をよく確認して、撮影部位によっては特に画像の阻害原因となる衣類(科学織維)、金具、ボタン類など又、特にオムツの大小便については、外来、病棟を含め撮影室に入るために必ず調査等が義務付けられ、装置、危険区域については年二回の測定等で、改進して頂くことが望ましいと考えます。

(3)被検者に対する状況の見極めと介助

このことは、医療検査業務の一貫として行う行為であつて、終始事故があつてはならないことは言えません。また、直接介助について頂くことは勿論のこと、固定介助が必要でない場合は操作室で待機して頂くことも多く、この場合でも被検者に対する監視業務は重要な責務であり、殊に障害児の場合は自己意識以外の動きが多く、常に業務中の事故についてはくれぐれも注意しなければならないと考えております。

以上、医療介助業務に対する要望として平素気のついたままに述べまいりましたが、今後の医療業務に一層のご協力をお願いいたします。

以上、医療介助業務に対する要望として平素気のついたままに述べまいりましたが、今後の医療業務に一層のご協力をお願いしました。

ちなみに有害放射線の人体障害は、技師は当然のことながら、患者さんを誘導する前にドクターかに応じた前措置を施すことが肝要であり、撮影部位を理解し、その目的に沿った指示内容をよく確認して、撮影部位によっては特に画像の阻害原因となる衣類(科学織維)、金具、ボタン類など又、特にオムツの大小便については、外来、病棟を含め撮影室に入るために必ず調査等が義務付けられ、装置、危険区域については年二回の測定等で、改進して頂くことが望ましいと考えます。

この問題については、一般的に規制管理がなされている。危险と言ふ理解はなんとなく出来ても、安全という認識までは専門家以外知ることも少なく、そういう意図を含めて被検者や介助者は少しでも安心してX線に対する理解と認識を持つて頂けたらと考えます。

この問題に対する安全性能の一つとして、被曝線量の資料を抜粋し、参考例として掲載致しましたのでご参考頂き、今後放射線を理解するための一助になれば幸甚です。

この問題に対する安全性能は、危険と言ふ理解はなんとなく出来ても、安全という認識までは専門家以外知ることも少なく、そういう意図を含めて被検者や介助者は少しでも安心してX線に対する理解と認識を持つて頂けたらと考えます。



平成10年5月1日(創立記念日)
付で大下園長より、勤続20年・10年
の表彰が行われた。
おめでとうございます。

表彰状と副賞(10万円)を授与
された方は次の通りです。
おめでとうございます。

受賞者
▼勤続20年
・谷田 章 (事務部)
・茂原 俊雄 (診療部)
・田中 康夫 (事務部)
・荒木 四季 (訓練部)
・辻井 七重 (通園部)
・南堂 照子 (看護部)
・原田 正義 (事務部)

勤続10年
・杉浦 みき (看護部)
・山本 達也 (事務部)
・高橋 伸一 (事務部)
・佐藤 信一 (事務部)
・鈴木

新入職員研修会開催

二十二名受講

平成10年度の新入職員研修会は四月一日から三日まで行われ、前年度中途採用者を含め二十二名が受講した。

この研修の成果をそれぞれの部署で発揮されることを願っている。感想文の一部をここに抜粋して紹介する。

▼研修を受講して、自分が組織の一員として責任を持ち、自分に与えられた役割をしっかりと果たさね

ばならないことを、あらためて思はれられた。

▼今回の新人研修を受けて、学生気分が吹き飛びました。先生方のお話を聞くたびに社会人としてお金ももらつて働くことがどれだけの責任を負うことか、改めて認識した。

▼社会人としての心構え、療育園の理念、また、どのような職種、システムから成り立つているか等の話を聞き、やりがいのある仕事だと感じた。

▼いろいろな職種の人とチームワークでの仕事となつてくるので、自分の仕事の責任の重さをしつかりと頭におきながら、幅広く目を向け、柔軟な頭を持つて仕事に取り組むことが必要だと感じた。

え等を学んだ。一つ一つの言動が個人の責任でなく、組織全体の責任となること、つまり、組織の一員としての自覚を持つて行動しなければならないことを学んだ。

▼社会人としての心構え、療育園の理念、また、どのような職種、システムから成り立つているか等の話を聞き、やりがいのある仕事だと感じた。

▼人権研修では、自分では差別しないといつもりでも、知らず知らずのうちに差別していることがあることを、お話を中で指摘された。

▼私は昨年6月に採用していただきました生活指導員ですが、まだ行事の仕事を除けば、病棟の中だけの仕事に従事していることが多い。担当児もまだ持たせていただいているので、入園児の保護者の方への関わりや他部署との連絡などの機会を持つことが少なく、担当児もまだ持たせていただいているので、入園児の保護者

活かせるように、がんばっていきたいと思います。

また、日々の仕事に追われ、肢の不自由児に対する医療・保育・人権や、火災等の事故が起つたときの対応など、勉強することがあまりできていなかつたなあと感じました。これからは、自分の中で意識しながら、子どもにとってより良い対応をとれるよう、がん

ばっていきたいと思ひます。

▼一番印象深かった「障害児と親子関係について」では、保護者の方の思いを理解することができ、これから親子さんと関わっていく上での配慮しなければいけないと思いました。期待にそえるよう、一生懸命がんばりたいと思います。

職員慰安会

職

員

慰

◆ナイトクルーズ◆

11月6日(金)午後7時、86名を乗せたサンタマリア号がロマンチックな港の夜景とイルミネーションが素敵な夜を演出した天保山ハーバービレッジ・海遊館前から出航した。船内では分園の三田園長の挨拶、溝口看護部長による乾杯のあと、バイキング料理とフリードリンクで腹ごしらえをし、三三五五、夜景を見たり船内探索、カラオケ、風船細工、抽選会等であったという間の二時間過ごした。天保山の大観覧車が目前に迫ったところで着岸、下船をもって解散となった。

Santa Maria



平成10年度は、本園・分園合同で大阪港ナイトクルーズと大阪城を眺めながらの食事会の2班に分かれて実施した。

◆食事会◆

11月14日(土)午後2時から、KKR HOTEL OSAKAにてナイトクルーズに参加出来なかった人、46名が出席して食事会を実施した。

分園の三田園長の挨拶、本園の高井小児科部長による乾杯で開宴した。

晴天に恵まれ、正面窓ガラス越しには太陽の光を受けてギラギラと輝く大阪城を眺め、洋風バイキング料理に舌鼓を打ちながら、語らいのひとときを過ごした。最後にお楽しみ抽選会を行い、菅原事務部長閉会の辞をもって、御開きとなった。

園内行事

平成10年1月～12月

看護部

- ▼3月3日 ひなまつり
- （病棟）
- 福本淳さん達によるコンサートと共催

- ▼8月7日 夏祭り

食べ物の夜店も復活し、あても
の・ヨーヨーフリ・訓練部による
オープニング・お化け屋敷などな
ど盛りだくさん！ボランティアで
参加して下さった山脇さん他六名
の天神祭りのお囃子を身近に聞き
迫力満点でした。

- ▼10月3日 運動会

うだるような暑さの中、「紅勝
て！白勝て！」大合唱！そのうち、
みんながヒーローになり、感動の
名迷場面集ができあがりました。

一味ちがう楽器演奏にも聴きは
れたのではないでしょうか。
右記の行事の他、毎月のお誕
生日会や学校のない祝日や夏休
み・冬休みを各病棟で工夫して
楽しみました。



育を行いました。

10年度は、月～水曜日は「ミック
ラスに分けて、木曜日は「3才児」
「4才児」「5才児」の年令別をO
丁と共に、金曜日は全員で合同保
育を行いました。

- ▼11月28日 生活発表会

カニや地ぞう、おひめさまな
ど、いろいろなキャラクターに

なりきっている子どもたち。ど
のグループも毎日練習した甲斐
あって、素晴らしい劇でした。



1月14日	ろうあ会館	2名
1月22日		
2月10日		
3月16日		
4月8日		
5月13日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		
8月20日		
9月13日		
10月8日		
11月7日		
12月6日		
1月25日		
2月23日		
3月10日		
4月16日		
5月10日		
6月7日		
7月29日		